

# 朝霞市スポーツ協会基金に関する規則

(目的)

第 1 条 本協会を財団法人化するため基金を設定する。

(財源)

第 2 条 基金の財源は、本会計に生じた剰余金、寄付金、事業収入等をもってこれにあてる。

(基金利子)

第 3 条 基金の利子は、基金に繰り入れるものとする。

(その他)

第 4 条 この規則の運営については、常任理事会があたる。

付 則

この規則は、昭和51年6月10日から実施する。

昭和59年6月19日 一部改正

令和 5 年5月23日 一部改正